様式第20号（第26条関係）

傷病補償年金記録簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給権者の氏名・生年月日 |  | 年金証書の番号第　　　　　　号 | 受給権者の住所 |  |
| 　　　年　　月　　日生（　歳） |  |
| 傷病等級 | 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） | 傷病の部位及びその程度 |
| 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） |  |  |
| 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） | 故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間 | □有　　　　　　　年　　　月　　　日から |
| 支給開始年月 | 　　　　年　　　　　　　　　月 | □無　　　　　　　年　　　月　　　日まで |
| 条例附則第６条による調整関係 | 年金の種類（障害等級第　級） | 年金の年額 | 年金証書の記号番号 | 支給開始年月 | 所轄年金事務所名等 | 備考 |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
| 傷病補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 条例第８条の２による年金額 | 条例附則第６条による調整又は第10条による制限後の年金額 | 傷病補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 条例第８条の２による年金額 | 条例附則第６条による調整又は第10条による制限後の年金額 |
| 　　年　　月から | 円 | 円 | 円 | 円 | 　年　月から | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 振込先金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | 備考 |  |
| 口座番号 |  |  |

障害補償年金記録簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給権者の氏名・生年月日 |  | 年金証書の番号第　　　　　　号 | 受給権者の住所 |  |
| 　　　　年　　月　　日生（　歳） |  |
| 障害等級 | 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） | 障害の部位及びその程度 |
| 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） |  |  |
| 第　　　　　級（　　　　　 年　　　月　　　日決定） | 故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間 | □有　　　　　　　年　　　月　　　日から |
| 支給開始年月 | 　　　　年　　　　　　　　　月 | □無　　　　　　　年　　　月　　　日まで |
| 条例附則第６条による調整関係 | 年金の種類（障害等級第　級） | 年金の年額 | 年金証書の記号番号 | 支給開始年月 | 所轄年金事務所名等 | 備考 |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
| 障害補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 条例第９条による年金額 | 条例附則第６条による調整又は第10条による制限後の年金額 | 障害補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 条例第９条による年金額 | 条例附則第６条による調整又は第10条による制限後の年金額 |
| 　　年　　月から | 円 | 円 | 円 | 円 | 　年　月から | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 　　年　　月から |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |
| 振込先金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | 備考 |  |
| 口座番号 |  |  |

遺族補償年金記録簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 死亡職員の氏名・生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日生 | 支給開始年月 | 　　年　　　　月 |
| 遺族補償年金受給資格者 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 死亡職員との続き柄 | 受給資格に変動を生じた年月日 | その事由 | 年金証書の番号 | 備考 |
|  |  |  |  | 　　　年　月　日・　　　　・ |  | 第号 |  |
|  |  |  |  | ・　　　　・ |  | 第号 |  |
|  |  |  |  | ・　　　　・ |  | 第号 |  |
|  |  |  |  | ・　　　　・ |  | 第号 |  |
|  |  |  |  | ・　　　　・ |  | 第号 |  |
| 条例附則第６条による調整関係 | 年金の種類 | 年金の年額 | 年金証書の記号番号 | 支給開始年月 | 所轄年金事務所名等 | 備考 |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
|  | 円 | 第号 | 　　　　年　　月 |  |  |
| 遺族補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 乗ずべき数　 | 条例第12条による年金額 | 条例附則第６条による調整後の年金額 | 遺族補償年金の年額 | 支給年月 | 補償基礎額 | 年金補償基礎額 | 乗ずべき数　 | 条例第12条による年金額 | 条例附則第６条による調整後の年金額 |
| 　年　月から | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 　年　月から | 円 | 円 |  | 円 | 円 |
| 　年　月から |  |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |  |
| 　年　月から |  |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |  |
| 　年　月から |  |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |  |
| 　年　月から |  |  |  |  |  | 　年　月から |  |  |  |  |  |
| 振込先金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | 備考 |  |
| 口座番号 |  |  |

２号紙

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給に係る月 | 年齢 | 支払年月日 | 支払金額 | 備考 | 支給に係る月 | 年齢 | 支払年月日 | 支払金額 | 備考 |
| 　年　月～　年　月分 | 歳 | 　　年　　月　　日・　　・ | 円 |  | 　年　月～　年　月分 | 歳 | 　　年　　月　　日・　　・ | 円 |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  |  |  | ・　　・ |  |  |
|  |  | ・　　・ |  |  | 累計 |  |  |  |  |

（記入要領）

１　この記録簿は、障害補償年金又は遺族補償年金の支給が決定された場合に作成し、同一事由による補償の継続する期間記入するものとする。

２　当該補償が障害補償年金の場合には、障害補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。

(１)　「障害等級」欄には、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害の等級及び決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害等級に変更があった場合には変更後の障害等級及び変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。

(２)　「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病が治ゆした月の翌月の年月を記入すること。

(３)　「障害補償年金の年額」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には年金額の改定のつど順次記入すること。

(４)　「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、災害補償記録簿の記入要領の７の例により記入すること。

(５)　「備考」の欄には、証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及び事由、調査を行った場合の年月日及び結果の概要その他必要な事項を記入すること。

３　当該補償が遺族補償年金の場合には、遺族補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。

(１)　「遺族補償年金の受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。

ア　記入の順序は、丸亀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という｡）第12条第２項に規定する順序によること。

イ　「受給権者となった年月日」の項には、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者となった年月日を記入すること。

ウ　「その事由」の項には、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者となった事由を記入すること。

エ　「備考」の欄には、その者が受給権者であるときはと、受給権者と生計を同じくしている者であるときはと、条例第12条第１項第４号に規定する障害の状態にあるときはと記入し、その者が権利を失ったとき又は遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなったときは、その年月日及び事由を記入し、その他必要な事項を記入すること。

(２)　「遺族補償年金の年額」の欄については上記２の(３)の例により記入すること。

４　２号紙については、次のように記入すること。

(１)　「支給に係る月」の欄には、例えば昭和43年３月の支払の場合には42年12月～43年３月分と記入すること。

(２)　「支払年月日」の欄には、支払決定を行った年月日を記入すること。

５　当該補償が遺族補償年金の場合で条例附則第３条に規定する一時金を支給したときは、２号紙の「備考」の最初の欄に支給額及び支給年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には当該一時金の支給により停止されている遺族補償年金がかりに支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。ただし、一時金を支給した月の翌月から１年を経過した月以後の「支払金額」の欄に記入する金額については条例附則第３条第２項の規定による算定を行った金額とする。